

# 【居宅介護事業】

※令和元年10月1日現在

◎具体的な利用料(利用者負担額)は次の通りです。

利用料は、市町村が決定して上限額が定められており、障害支援区分やサービスの内容、利用する時間の長さによって異なります。利用者に自己負担していただく目安の金額は下記の通りです。

## 【自立支援給付】(訪問介護員1人1回のご利用額です)

種類		時間	30分未満	1時間未満	1時間30分未満	2時間未満
		居宅介護	①身体介護	249円	393円	571円
	通院等介助(身体介護あり)	249円	393円	571円	652円	
	②家事援助	102円	191円	268円	336円	
	通院等介助(身体介護なし)	102円	191円	268円	336円	
	③重度訪問介護(区分6の方に4時間未満のサービスを提供した場合)			200円	298円	398円

☆ 上記金額に特定事業所加算(Ⅱ)10%が追加されます。(重度訪問介護除く)

☆ 基本料金と特定事業所加算(Ⅱ)を加えた額に、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(居宅介護30.2%、重度訪問介護19.1%)と福祉・介護職員等特定処遇改善加算(居宅介護7.4%、重度訪問介護3.6%)が追加されます。

☆ 他の事業所もご利用の場合は、利用者負担上限額管理加算150円(月1回)が追加される場合があります。

☆ 早朝(6:00~8:00)夜間(18:00~22:00)は25%増

☆ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合、ご契約者の同意の上で、通常の料金の2倍の金額をいただきます。

☆ 居住地域により、特別地域加算15%が加算される場合があります。

初回加算	新規に居宅介護計画書を作成し、初回訪問にサービス提供責任者が居宅介護等を行った場合	200単位
緊急時対応加算	居宅介護計画にない緊急な要請に対して、サービス提供責任者が必要と認め、緊急に居宅介護等を行った場合(居宅の場合、身体介護/月2回まで)	100単位
喀痰吸引等支援体制加算	訪問介護員がたんの吸引等を実施した場合 ※居宅の場合、身体介護、通院等介助(身体介護を伴う場合)を提供する場合に算定可能	100単位 (1日あたり)

## ※次の場合は実費負担が生じます

①「通院等介助」において訪問介護員に公共交通機関などの交通費等が必要な場合の実費(サービス利用時にその都度支払)
②通常実施地域以外の地域に住み、当事業所を利用する場合の交通費等(サービス利用料とともに1ヶ月毎の支払 ※片道1km当たり23円)